

# 教員免許状取得科目開講年次一覧

## 養護教諭一種免許状取得に関する科目（平成 31（2019）年度以降入学生用）

### 看護学科

区分	本学における開設授業科目	単位数・教免区分		備 考	1 回生		2 回生		3 回生		4 回生		免許法施行規則に定める科目
		必修	選択		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
養護に関する科目	公衆衛生学	1		予防医学を含む。	○								衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）
	疫学	2					○						
	保健統計学	2						○					学校保健
	学校保健Ⅰ	1					○						
	学校保健Ⅱ	1					○						養護概説
	養護概説	2								○			
	健康相談活動	2										○	健康相談活動の理論・健康相談活動の方法
	食品学総論	2				○							栄養学（食品学を含む。）
	栄養代謝学	1				○							
	人体のしくみと機能Ⅰ	2				○							解剖学・生理学
	人体のしくみと機能Ⅱ	2				○							
	感染免疫学	1							○				「微生物学、免疫学、薬理概論」
	薬理学	1						○					
	疾病と治療Ⅳ	1						○					精神保健
	精神看護論	2						○					
	看護学概論	2				○							看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）
	コミュニティヘルスケア看護技術演習Ⅰ	1		救急処置を含む。	○								
	治療看護論	1						○					
	小児看護論	2							○				
	家族看護論	1								○			
成育看護実習Ⅰ	1		臨床実習				○						
成育看護実習Ⅱ（小児）	2		臨床実習						△	△			
養教免 33 単位												養教免 28 単位（最低修得単位）	

区分	本学における開設授業科目	単位数・教免区分		備 考	1 回生		2 回生		3 回生		4 回生		免許法施行規則に定める科目
		必修	選択		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
大学が独自に設定する科目	特別支援学校体験活動		1					○					大学が独自に設定する科目
	「大学が独自に設定する科目」又は最低修得単位を超えて履修した「養護に関する科目」若しくは「教育の基礎的理解に関する科目等」について、併せて7単位以上修得すること。												
養教免 7 単位以上													養教免 7 単位（最低修得単位）

区分	本学における開設授業科目	単位数・教免区分		備 考	1 回生		2 回生		3 回生		4 回生		免許法施行規則に定める科目
		必修	選択		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
教育の基礎的理解に関する科目等	教育原理	2			○								教育の基礎的理解に関する科目
	教職論	2				○							
	教育の制度と経営	2				○							
	教育心理学	2			○								
	特別支援教育	2				○							
	教育課程論	2						○					道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容に限る。）
	道徳教育の理論と指導法	2				○							
	総合的な学習の時間の指導法	2					○						
	特別活動の指導法	2					○						
	教育の方法及び技術	2					○						
	生徒指導論（栄教・養教）	2							○				教育実践に関する科目
	教育相談	2						○					
	養護実習指導	1		事前・事後指導							○		
	養護実習 A	4										○	
	養護実習 B		2									○	
教職実践演習（養護教諭）	2										○	養教免 21 単位（最低修得単位）	
養教免 31 単位													

教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目

全学共通教養科目に配当されている下記科目は必修です。

- 日本国憲法（2 単位）
- 情報Ⅰ（2 単位）
- 外国語コミュニケーションⅠ（1 単位）
- 外国語コミュニケーションⅡ（1 単位）
- スポーツと健康の科学（2 単位）
- 基礎トレーニング（1 単位）

\*「教職実践演習（養護教諭）」は、養護実習終了後、又は 4 回生後期に実習終了見込みでなければ履修することができません。